

134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

13401 薬物乱用防止対策の推進（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。
2. 薬物乱用の未然防止をはかるため、街頭における啓発活動等を実施します。
3. 医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬及び向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

1 不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止及び自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

(1) 県民参加で実現する“けしのクリーンアップ”運動

関係機関及び薬物乱用防止指導員、市、自治会等の民間団体の協力を得て、不正大麻・けしについて広く県民に正しい知識の普及と自生けし等の除去を行います。

運動期間	除去活動協力団体	活動回数・除去本数
平成 24 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日	鈴鹿市保護司会 亀山保護司会 鈴鹿亀山薬剤師会 ロータリークラブ ライオンズクラブ 他	活動回数 13 回 除去本数 25,602 本

2 薬物乱用防止対策

覚せい剤、麻薬、大麻、シンナーなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚をはかります。

（キャンペーン期間：毎年 6 月 20 日から 7 月 19 日まで）

ア 街頭キャンペーンの実施

鈴鹿地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実施日	実施場所	実施内容
平成 24 年 7 月 1 日（日）	JR 亀山駅、井田川駅、関駅、亀山エコー等	若年層に啓発資材の配布
平成 24 年 7 月 2 日（月）	イオンモール鈴鹿、アピタ鈴鹿店、鈴鹿ハンター	若年層に啓発資材の配布

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施

麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く県民に周知させ、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶をはかります。

（運動期間：毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日まで）

ア ポスター等による啓発活動の実施

「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」ポスターの掲示

実施期間・場所	実施内容
平成24年10月1日～11月30日 鈴鹿市役所、鈴鹿市役所地区市民センター、鈴鹿市立公民館、 イオンモール鈴鹿、鈴鹿ハンター、イオン白子店 等	「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」 ポスターの掲示

厚生労働省及び三重県が募集した作品の掲示

実施期間・場所	実施内容
平成24年10月16日～10月22日 イオンモール鈴鹿	「薬物乱用防止」入賞ポスターの 展示
平成24年12月21日～平成24年1月11日 鈴鹿ハンター	「薬物乱用防止」応募ポスターの 展示（鈴鹿地区）
平成25年2月1日～2月4日 亀山エコー	「薬物乱用防止」応募ポスターの 展示（亀山地区）

3 麻薬等関係施設等

（平成25年3月31日現在）

施設等	計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数
麻薬製造業者	1	1	0	3
麻薬輸入業者	1	1	0	0
麻薬小売業者	60	50	10	22
麻薬診療施設	病院	8	3	19
	診療所	47	10	0
	家畜診療所	16	13	0
麻薬研究者	2	2	0	2
覚せい剤製造業者	1	1	0	3
覚せい剤研究者	1	1	0	2
覚せい剤原料研究者	0	0	0	0
覚せい剤原料取扱者	4	4	0	3
計	154	128	26	54

13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかります。
2. 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。
3. 「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進をはかり県内で必要な血液を確保します。

1 薬事

薬事法、毒物及び劇物取締法等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

(1) 薬事関係施設数

施設名		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
薬局		92	75	17	31	
薬局医薬品製造業		5	5	0	3	
薬局医薬品製造販売業		5	5	0	3	
医薬品	店舗販売業	33	27	6	10	
	卸売販売業	12	10	2	5	
	薬種商販売業	1	1	0	1	
	特例販売業	2	0	2	1	
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	66	53	13	18
		管理医療機器	468	378	90	48
	賃貸業	高度管理医療機器等	16	13	3	8
		管理医療機器	22	21	1	3
毒物劇物	製造業		5	2	3	3
	販売業	一般	61	48	13	23
		農薬用品目	35	24	11	3
		特定品目	4	4	0	0
	要届出業務上取扱者		4	3	1	2
計		831	669	162	162	

2 献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血による安全性向上の面から、400ml 献血の推進をはかります。

また、少子高齢化の進行により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若者層へ普及啓発に取り組みます。

(1) 「愛の血液助け合い運動」街頭ページェントの実施

実施日・場所	実施内容	申込者数	献血者数
平成 24 年 7 月 1 日 (日) 亀山エコー	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー	68	51
平成 24 年 7 月 8 日 (日) イオンモール鈴鹿	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー (ミニコンサート等)	143	116

(2) 献血キャンペーンの開催

開催日・場所	申込者数	献血者数
平成 24 年 12 月 24 日 (月) イオンモール鈴鹿	57	42
平成 25 年 1 月 13 日 (日) イオンモール鈴鹿	72	54
平成 25 年 2 月 3 日 (日) イオンモール鈴鹿	69	53
平成 25 年 3 月 10 日 (日) イオンモール鈴鹿	66	53

(3) 移動採血車による献血者数

	400ml 献血
鈴鹿市	5,244
亀山市	845
計	6,089

(4) 管内高等学校等の訪問数

訪問数	21
-----	----

13403 生活衛生営業の衛生水準の確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 生活衛生関係事業者に対し衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めます。
2. 理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

1 生活衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して衛生水準の維持向上をはかるため、施設の監視指導を行います。

(1) 生活衛生関係営業施設・調査監視数

施設名	施設数	調査監視件数
理容所	252	33
美容所	406	44
クリーニング所	工場	47
	取次所	264
旅館	105	22
公衆浴場	28	10
興行場	8	1
計	1,110	116

13404 人と動物との共生環境づくり (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 狂犬病予防のために野犬の捕獲を行います。
2. 動物愛護についての普及啓発のために動物愛護ポスター展等を実施します。
3. 動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むことや犬による危害を防止するため、小学生、幼稚園児、保育園児を対象に「犬との接し方教室」を実施します。
4. 保健福祉事務所で引取った子犬を適正飼養ができる飼い主へ譲渡し、生存の機会を設けるため、「動物飼う前教室」を開催します。
5. 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業登録手続きを実施します。

1 狂犬病予防

狂犬病予防法並びに動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、野犬の捕獲、犬の放し

飼い防止の指導、飼えなくなった犬や猫の引き取りを行います。

(1) 畜犬捕獲等業務、咬傷犬届及び猫收容数

犬捕獲等業務				咬傷犬 (届出数)	猫收容頭数
犬捕獲頭数	犬引取頭数	犬返還頭数	犬処分頭数		
94	46	67	73	9	307

(2) 特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物は、動物の愛護及び管理に関する法律により許可が必要となります。

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

飼育場所	種類	数	目的
鈴鹿市	ニホンザル	1 匹	展示
鈴鹿市	ポアコンストリクター (ヘビ)	1 匹	愛がん
鈴鹿市	ヨウスコウワニ	1 匹	愛がん
亀山市	ニホンザル	1 匹	その他

(3) 犬・猫の飼育に関する苦情受付件数

計	放し飼い	迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等)	野犬捕獲依頼	失踪紹介に 関すること	譲渡に関 すること	飼育動物の 引取り依頼	その他
1,019	14	50	83	392	73	59	348

2 動物愛護

毎年、9月20日から26日に定められている動物愛護週間の行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品を展示します。

(1) 動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	2,585	2,499	86
中学校	248	248	0

(2) 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

展示期間	会場
平成 24 年 10 月 3 日 (水) ~ 10 月 8 日 (月)	鈴鹿ハンター

3 動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要となります。

(1) 登録状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示
登録数	67	35	3	5	3

141 介護基盤整備などの高齢者保健福祉の充実

14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。

1 介護保険制度

介護保険制度とは、

- ア) 老後に安心して介護サービスが受けられるように、高齢者を社会全体で支える仕組みをつくる
- イ) 介護サービスを医療、保健、福祉の立場で総合的に提供する
- ウ) 介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする制度のことです。

(1) 介護保険実施主体

鈴鹿亀山地区広域連合（平成11年6月1日設立）

(2) 指定居宅・施設介護支援事業者数

（平成25年5月1日現在）

	事業者数	定員(床数)
指定居宅介護支援事業者	71	—
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	11	720
介護老人保健施設（老人保健施設）	5	600
介護療養型医療施設（療養型病床群）	3	160

(3) 介護保険審査会への審査請求件数

要介護認定に対して審査請求があった場合は、介護保険審査会の公益代表委員3名からなる合議体において審理し、裁決します。

なお、今年度より審査請求業務は県庁へと移行しました。

審査請求件数	2
--------	---

142 障がい者の自立と共生

14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 障がいのある人が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホーム等のサービス基盤の整備を促進します。
2. 障害福祉サービス事業者が生活全般にわたる障がい福祉サービス等を適切に提供できるよう支援をします。

1. 指定障害福祉サービス事業所等設置数

（障害者総合支援法に基づくもの・サービス種類設置数）（平成25年6月1日現在）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
居宅介護	31	29	2
重度訪問介護	20	19	1
同行援護	11	10	1
行動援護	2	2	0
療養介護	2	2	0
生活介護	13	10	3
宿泊型自立訓練	1	1	0
自立訓練（生活訓練）	1	1	0
就労施行支援	2	2	0
就労継続支援A	5	5	0
就労継続支援B	17	15	2
グループホーム・ケアホーム一体型	6	5	1
施設入所支援	4	4	0
一般相談支援	4	3	1
特定相談支援	9	8	1
障害児相談支援	7	6	1

2. 障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数

（児童福祉法に基づくもの・サービス種類設置数）（平成25年6月1日現在）

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
児童発達支援	3	3	0
放課後デイサービス	4	3	1
保育所等訪問支援	1	1	0
医療型障害児入所施設	1	1	0

14204 精神障がい者の保健医療の確保（主担当：地域保健課）

主な取組内容

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる相談を訪問、所内面接、電話等により支援します。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発をはかるとともに、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費（精神通院）の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

種々の精神保健福祉に関する悩みを持って来所した人や電話相談に対して、医師・保健師等が相談に応じます。また、本人、家族及び主治医等から依頼があった場合、必要に応じて家庭訪問等による相談を行います。

精神保健福祉相談及び訪問指導

	計	電話相談	面接	家庭訪問
相談延べ件数	636	475	96(22)	65

* ()は、こころの健康相談：奇数月原則第1木曜日 13:30～15:30

2 精神障がい者地域生活支援事業

精神障がい者やひきこもり者を支える関係機関の職員及びその家族が、精神疾患についての知識や理解を深めると共に、お互いの交流をはかり、日頃の悩みを話し合いながら支え合う体制づくりを構築するとともに家族会の活性化及び機能強化をはかります。

(1) 家族支援

ア 精神障がい者家族会支援

開催回数	内容	参加者数
奇数月：第2木曜日 (鈴鹿保健福祉事務所)、 偶数月：第3水曜日 (ジェイエイみえ会) 年12回	1. 家族会会員同士の交流 2. 当事者の体験談を聞く 3. 薬についての勉強会 4. DVD鑑賞 5. 太極拳体験 6. 認知行動療法入門研修会への参加	管内外の家族 延べ129人

イ ひきこもり家族交流会の開催

開催回数	内容	対象・参加者数
偶数月：第1水曜日 年6回保健福祉事務所主催 (奇数月：第1水曜日 年6回障害者総合相談支援センター あい主催 うち3回保健福祉事務所参加)	1. 家族同士の交流 2. 家族会発足に向けての話し合い 3. 研修会 平成24年10月31日(水) テーマ：ひきこもる子供の理解とかかわり ～親の会としてできること～ 講師：三重県立看護大学 船越明子氏 4. 視察研修 平成24年12月5日(水) 視察先：NPO法人 えん	管内外の家族 延べ107人

(2) 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

地域移行支援(地域づくり)を通して、鈴鹿地域の精神保健福祉の連携を深めます。

構成員：管内精神科医療機関、就労継続支援事業所、障害者総合支援センターあい、ジェイエイみえ会、三重障害者職業センター、家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市、管内市社会福祉社協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署、地域包括支援センター、司法書士会、市民団体

開催日・場所	内 容	出席者数
平成 24 年 5 月 17 日 (木) 県鈴鹿庁舎	第 1 回委員会 ・平成 23 年度実績報告および平成 24 年度計画について ・各機関からの情報提供 (鈴鹿厚生病院、三重県障がい福祉課他)	25 人
平成 24 年 7 月 25 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 1 回担当者部会 研修会 テーマ：事例検討会 危機管理・危機介入ができるネットワークづくり 講 師：夢風舎 舎長 土屋 徹 氏	40 人
平成 24 年 9 月 26 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 2 回担当者部会 研修会 テーマ：ケアする人も楽になる 認知行動療法入門 講 師：洗足ストレスコーピング・サポートオフィス 所長 伊藤 絵美 氏	85 人
平成 24 年 11 月 28 日 (水) 県鈴鹿庁舎	第 3 回担当者部会 研修会 テーマ：事例検討会 精神疾患を持つ患者・家族支援 ～事例を通して地域定着支援のためのケアマネジメント技法を学ぶ～ 講 師：夢風舎 舎長 土屋 徹 氏	24 人
平成 25 年 2 月 21 日 (木) 県鈴鹿庁舎	第 2 回委員会 ・第 1 部 連絡会 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会設置要綱の改正について 平成 24 年度実績報告および平成 25 年度計画について 精神障がい者アウトリーチ推進モデル事業の取り組みについて ・第 2 部 研修会 テーマ：認知症の高齢者を地域で見守る ～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには～ 講 師：くぬぎの木在宅介護サービスセンター 施設長 山下 智香 氏	16 人 13 人

(3) 市及び関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的にすすめるために市及び関係団体に情報提供や技術的協力などを支援します。

ア 精神障がい者アウトリーチ推進モデル事業

対象者選定会議

参加回数	内容	参加者
11回	委託事業所に紹介のあったケースについて、事業の対象者としての可否を判断	管内精神保健福祉関係機関、団体の担当者

定例情報交換会

参加回数	内容	参加者
12回	情報交換、対象者選定会議までの間のケース共有	委託事業所、保健所 他

イ ケース（事例）会議

参加回数	内容	参加者
8回	処遇困難ケースについてケース及び家族にかかわる支援体制等の検討	鈴鹿市役所、鈴鹿厚生病院、こころの医療センター、地域包括支援センター、鈴鹿警察、小学校 他ケースにかかわる関係者

ウ 自立支援協議会精神部会・地域移行推進協議会への参加

参加回数	内容	参加者
12回	個別支援事例を通して地域課題を抽出し、地域自立支援協議会へ課題を提言する	管内精神保健福祉関係機関、団体の担当者

エ 自立支援協議会就労部会・就労担当者会への参加

参加回数	内容	参加者
9回	障がい者雇用の促進への取り組み	管内精神保健福祉関係機関、学校及び団体の就労担当者

オ 鈴鹿亀山地域依存症ネットワーク会議への参加

参加回数	内容	参加者
1回	意見交換及び地域機関のネットワークづくり	依存症に関する関係機関

3 通院患者リハビリテーション事業

通院治療中の精神障がい者が、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養をはかるため、一定期間事業所で社会適応訓練を受けることにより、再発防止と社会的自立を促進します。

(1) 管内の登録事業所 8事業所

事業所名	住所	利用者数
(有) ベルクリーン	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	4
(株) 丸加運輸	鈴鹿市須賀町 753-2	0

(株)マルマツナーセリー	鈴鹿市下大久保町 755	0
(株)ALIVE	鈴鹿市江島本町 27-22	0
(株)エビス・カンパニー	鈴鹿市算所 2-6-17	0
(株)大地の耕作人	鈴鹿市道伯町 2512	0
グリーンクラフト(内田農園)	亀山市能褒野町 43-3	2
イシイナーセリー	鈴鹿市住吉 4-14-34	0

4 精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医で受診させ、その結果に基づいて医療及び保護を行います。

(1) 精神保健措置事業

ア 精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区 分	件数	うち診察件数	うち入院措置件数
法第 23 条申請(診察及び保護の申請)	0	0	0
法第 24 条通報(警察官の通報)	22	16	10
法第 26 条の 2 届出(精神科病院管理者の届出)	0	0	0
計	22	16	10

イ 措置入院患者数

	計	男	女
新規措置患者数	10	8	2
措置解除患者数	10	8	2
措置継続患者数	1	1	0

(2) 精神障がい者通院医療費負担事業(自立支援医療)

精神障がい者の適正な医療の普及と社会復帰の促進を目的として、通院治療に要する医療費の一部を負担します。(有効期間：1年間)

ア 受給者証の交付者数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	3,313	2,797	516

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策を講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進をはかります。(有効期間：2年間)

ア 精神障害者保健福祉手帳所持状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

交付者数		計	鈴鹿市	亀山市
障害等級	1 級	113	98	15
	2 級	705	588	117
	3 級	244	199	45
計		1,062	885	177

143 支え合いの福祉社会づくり

14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 「三重おもいやり駐車場利用証制度」を推進します。

1 三重おもいやり駐車場利用証制度

平成 25 年 3 月 31 日現在

鈴鹿保健福祉事務所利用証交付数：1,821 枚

施設数：鈴鹿市 117 施設 191 区画

亀山市 29 施設 54 区画

14306 戦傷病者等の支援（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。

1 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者の健康管理のため、毎年 2 回の定期健康診断及び希望者に対してがん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

(1) 被爆者健康手帳所持者 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	51	46	5

(2) 被爆者健康診断受診状況

ア 定期健康診断受診者数

	検診期間	受診者数
第 1 回	平成 24 年 5 月 14 日～ 7 月 13 日	28
第 2 回	平成 24 年 11 月 5 日～12 月 28 日	28

イ 希望者健康診断者数

希望者数	0
------	---

ウ がん検診受診者数

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	3	2	1	1	1	2

(3) 各種手当受給状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	2
健康管理手当	36
保健手当（一般）	3
保健手当（増額）	0
介護手当	0

家族介護手当	3
葬祭料	2

* 葬祭料については、平成 24 年度支払い件数

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

232 子育て支援策の推進

23202 母子保健対策の推進（主担当：地域保健課）

主な取組内容

1. 妊娠から出産、乳幼児期における子育て環境を整え、育児支援をします。
2. 関係機関と協働し、身体や家庭環境及び社会環境に関して不利な条件を持つ児の養育支援等を行うことで、虐待予防に視点をおいた育児支援をします。
3. 未熟児を対象とした養育医療や育成医療、小児慢性特定疾患の治療を必要とする児童に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。
4. 特定不妊治療に関する費用の一部助成を行い、経済的負担を軽減します。

1 健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる支援づくりをめざします。

(1) 地域における子育て支援

少子化社会の進む中で、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。このような保護者への支援は虐待の発生予防にもつながることから、周産期から市・関係機関と協働で支援し、子育てに対しての不安軽減をはかります。

ア 個別支援

未熟児等、病院から退院連絡票で依頼のあった児及び関係機関から依頼のあった親子を対象に家庭訪問等で個別に支援します。

内容	延べ件数
家庭訪問	131
面接	4
電話相談	84

イ 関係機関との連絡調整

個別保健指導の一貫として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議に参加します。

開催回数	参加機関
18	鈴鹿市、亀山市、児童相談所、民生委員、女性相談所、警察、教育関係機関、医師会、鈴鹿保健福祉事務所

ウ 市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進をはかるため関係機関と支援体制について検討会議を開催します。

開催回数	参加機関
12	鈴鹿市、亀山市、児童相談所、女性相談所、警察、司法関係機関、医師会、助産師会、人権擁護委員、民生委員、教育機関、救急消防機関、鈴鹿保健福祉事務所

2 医療給付の状況

子どもを持つ親やこれから親になろうとする人の経済的な負担の軽減をはかります。

(1) 育成医療

身体に障がいのある児童に対して、日常生活能力を得るために必要な医療の給付を行い、児童の健全な育成をはかります。

疾患別給付件数	計	鈴鹿市	亀山市
肢体不自由	8	6	2
視覚障害	19	16	3
聴覚・平行機能障害	11	9	2
音声・言語咀嚼機能障害	51	38	13
心臓障害	26	17	9
腎臓障害	0	0	0
その他の内臓障害	42	35	7
免疫機能障害	0	0	0
小腸機能障害	2	2	0
肝機能障害	0	0	0
計	159	123	36

(2) 養育医療

出生体重が 2,000g 以下、あるいは生活力が特に希薄で医師が入院養育の必要を認めた未熟児に対して行います。

	計	鈴鹿市	亀山市
申請件数	56	37	19
承認件数	55	36	19

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児の慢性疾患のうち特定の疾患は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行い、経済的負担を軽減します。

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

疾病区分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	49	41	8
慢性腎疾患	15	14	1
慢性呼吸器疾患	9	7	2
慢性心疾患	36	27	9
内分泌疾患	96	75	21
膠原病	11	10	1
糖尿病	18	15	3
先天性代謝異常	7	6	1
血友病等血液疾患	10	9	1
神経・筋疾患	12	9	3
慢性消化器疾患	7	4	3
計	270	217	53

(4) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減をはかります。

	22年度	23年度	24年度
鈴鹿市	247件(236組)	312件(302組)	315件(309組)
亀山市	54件(541組)	70件(68組)	76件(72組)
計	301件(176組)	382件(370組)	391件(382組)

3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的とする母体保護法に基づき届出が必要となります。

(1) 不妊手術届出数 (法第3条及び法第25条に基づく届出)

		計	20歳未満	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳以上	不詳
法第3条第1項	第1号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人工妊娠中絶 (法第14条及び法第25条に基づく届出) (年齢別・在胎週別届出数)

	計	15歳未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳以上	不詳
計	395	3	4	8	10	15	15	91	79	75	64	28	3	0	0
満7週以前	232	1	2	4	5	7	9	56	41	41	47	16	3	0	0
8週～11週	151	2	2	3	5	7	5	33	35	32	16	11	0	0	0
12週～15週	3	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
16週～19週	7	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	1	0	0	0
20週～21週	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0